## バーマン、バウチャー法案「特許品質依存法案(HR5096)」について ~ 先願主義等明記されず ~

2006年4月6日 JETRO NY 澤井、中山

昨日(4月5日)開催の下院司法委員会裁判所・インターネット・知的財産小委員会(委員長ラマー・スミス議員)において、バーマン次席委員(民、カリフォルニア)は、「特許改革法案(HR2795)」とは別法案を、バウチャー議員(民、バージニア)とともに同日付で共同提案したと公表 $^1$ 。バ次席委員によれば、同法案は特許訴訟関連規定に特化したものであり、「特許品質依存法案(PDQ Act: Patents Depend on Quality Act of 2006)」(HR5096) $^2$ と称す。

本日、米国知的財産権利者協会(IPO)は、スミス提出法案である「特許改革法案 (HR2795)」(05 年 6 月)、企業連携案である「Coalition Print」(05 年 9 月)、上記バーマン・バウチャー法案である「特許品質依存法案(HR5096)」との対比表を公表した。<sup>3</sup>

同対比表に従えば、特許改革法案(HR2795)の主要論点のうち、バーマン・バウチャー法案(HR5096)では、日米規制緩和対話における対米要望事項として、長〈我が国より要請するなど日本側として関心の高い「先願主義導入」、「ヒルマーケース廃止」をはじめ、「ベストモード要件廃止」、「コンビネーション発明に係る損害賠償算定規定」、「継続出願の制限」、「先使用権の拡大」等は含まれていない。

他方、「故意侵害の明確化」、「全件公開制度の導入」、「当事者系再審査制度の改善」、「情報提供制度の導入」、「裁判管轄の制限」は、先の Coalition Print に倣う規定ぶり。また、「差止め制限規定」、「付与後異議申立制度の導入」は、当初スミス提案たる特許改革法案(HR2795)に近い規定ぶりである。

このように、昨日のバーマン発言に見られるように、同法案は訴訟関連規定に特化した特許訴訟改革法案との色彩が強く、加えて、差止め制限規定や付与後異議申立期間の拡大に繋がる「第2の窓」の復活など、IT・ソフト業界寄りの法案との印象である。

なお、バーマン、バウチャー両議員は、先の 108 議会においても、同様に「特許品質支援法案」を提出(04 年 10 月)<sup>4</sup>しているが、同法案は審議未了により廃案になったものである。これに加え、前掲の通り、IT・ソフト業界寄りの法案との印象ゆえ、今後の法案の見通しは現時点では不透明と言わざるを得ない。

(了)

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup>2006年4月5日付け知財ニュース「下院司法委員会公聴会(情報化社会における特許の質の向上)」を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=109 cong bills&docid=f:h5096ih.txt.pdf

<sup>3</sup> http://www.ipo.org/Template.cfm?Section=Patent Reform1&CONTENTID=22028&TEMPLATE=/ContentM anagement/ContentDisplay.cfm

http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=108 cong bills&docid=f:h5299ih.txt.pdf